

さいたま市水道局業務委託低入札価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市が発注する設計・調査・測量（建設工事に伴うものを除く。）、その他の業務委託、（以下「業務委託」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道局企業管理規程第34号）第24条第4項及び第5項の規定に基づく、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定に関し必要な手続きを定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 競争入札による業務委託の請負契約（委任契約を除く）を締結しようとする場合で、次に掲げる業務のうち、当該業務を所管する部長又は水道局契約審査委員会が当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 建物管理等業務
- (2) 警備業務
- (3) 清掃業務
- (4) 電算業務
- (5) その他管理者が必要と認める業務

(調査基準価格)

第3条 前条に掲げる業務を所管する部長は、契約を締結しようとする場合は、契約ごとに契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

(入札参加者への告知)

第4条 前条の規定により調査基準価格を定めた場合、管財課長又は業務を所管する課長は、当該競争入札が低入札価格調査制度を採用している入札である旨、入札参加者に告知しなければならない。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第5条 管財課長は、競争入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下

「最低入札価格」という。)が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の保留を宣言し、当該最低入札価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、業務主管課又は予算所管課に調査させるものとする。

(調査結果による措置)

第6条 管財課長は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、当該調査結果について低入札価格調査委員会の審査を受けなければならない。

(低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

第7条 管財課長は、前条の規定による低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、落札者とししないものとする。

2 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格であるときは、管財課長は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

3 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときには、当該次順位価格につき第5条から前項までの規定を準用する。

(低入札価格調査委員会の設置)

第8条 第6条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(調査委員会の組織)

第9条 調査委員会の会長、副会長、及び委員は、さいたま市水道局契約審査委員会規程に基づき設置された同委員会の委員長及び委員をもってこれに充てる。

(調査委員会の会長等の職務)

第10条 会長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

(調査委員会の開催)

第11条 調査委員会は、必要の都度会長が招集する。

2 調査委員会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 緊急かつ、やむを得ない理由により調査委員会を開催できないときは、調査事項を記載した書面を委員に回付して、調査委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第12条 調査委員会の事務局を管財課に置く。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要綱は平成15年4月1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成17年7月1日から実施し、6月1日から適用する。